

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

旭川国民年金 事案580

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年3月まで
勤めていた会社を辞めた時に、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は金融機関の窓口で納付していた。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人には申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、勤めていた会社を辞めた時に、A市役所で自身の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているとおおり、申立人の年金手帳には、A市で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったことを示す「A市」のゴム印及び国民年金被保険者資格の取得日「昭和59年7月31日」の記載が確認でき、申立人が国民年金保険料を納付する意思を持って厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、前述の切替手続きを行い、申立期間直後の国民年金保険料を納付していながら、申立期間の保険料のみを未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の社団法人A協会に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月25日、資格喪失日が同年11月5日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同事業所における資格取得日を同年4月25日、資格喪失日を同年11月5日とし、当該期間の標準報酬月額を同年4月は12万6,000円、同年5月から同年9月までは13万4,000円、同年10月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月25日から同年11月5日まで
日本年金機構から送られた資料で、平成20年4月25日から同年11月5日までの期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことを知った。

事業主に確認したところ、事業主側の不手際により社会保険事務所（当時）への届出がなされていないことが判明した。

給与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、届出が漏れていたことについて、事業主から謝罪があり、全面的に協力を得て、給与関連資料を添付したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社団法人A協会に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月25日、資格喪失日が同年11月5日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者

期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録（平成 20 年 4 月 25 日取得から同年 11 月 4 日離職まで）、申立人から提出された給与支給明細書、並びに事業主から提出された出勤簿及び従業員給与明細の写しから、申立人は、申立期間において社団法人 A 協会に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における標準報酬月額については、申立人の給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成 20 年 4 月は 12 万 6,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、同年 10 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っている上、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から35年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を32年8月1日、資格喪失日に係る記録を35年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、32年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年9月までは1万4,000円、同年10月から35年4月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から35年5月1日まで

A株式会社の事業主に誘われ入社し、昭和32年4月から35年5月頃まで仕入れ業務などをしていった。

A株式会社がB市に工場を建てるまで、C株式会社の倉庫で仕事をしており、申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、当該同僚のうち一人が所持している昭和32年4月からの給料支払明細書によれば、同年8月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の複数の同僚のうち一人及び別の複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、このうち一人の同僚及び給料支払明細書を所持している同僚が記憶している当該事業所が適用事業所となった昭和34年7月1日当時の従業員数と健

康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者数は、おおむね一致していることから、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

加えて、適用事業所名簿によれば、A株式会社の新規適用日は昭和34年7月1日であることが確認できるが、それより前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年4月の時点においては、同社は5人以上の従業員を雇用し製造業等を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から35年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間当時の申立人と同年代の同僚の標準報酬月額、及び同僚が所持する給与明細書における保険料控除額から、昭和32年8月から33年9月までは1万2,000円、同年10月から34年9月までは1万4,000円、同年10月から35年4月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、確認することはできないが、当該期間のうち、適用事業所でない期間については、適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められ、また、当該期間のうち、適用事業所となっている期間については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和32年8月から35年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和32年4月1日から同年8月1日までの期間については、前述のとおり、A株式会社は既に適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されていた事実がうかがえる事業主及び同僚からの証言等が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの期間、56年4月から59年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和56年4月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで

私は、勤めていた会社を退職する際に、経理担当者から各種手続の指導を受け、昭和40年4月頃にA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間①から③までの国民年金保険料は、私が、毎月、A市役所で妻の分の保険料と一緒に納付書で納付しており、年度を遡って保険料を納付したことは無い。

申立期間②と③との間は、A市職員が自宅に来て、国民年金保険料をこれ以上納付しても年金額に変化が無いとの説明を受けたため、保険料を納付しなかったが、昭和61年に法改正があり、年金は納付した分が反映されるとのことだったので、申立期間③の保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料について、毎月、A市役所で申立人の妻の分の保険料と一緒に納付書で納付していたと主張しているが、オンライン記録から、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻の保険料は未納となっている上、申立期間①及び②の保険料の納付期限は四半期ごとであり、毎月納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿

から、昭和42年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①のうち40年7月から42年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、A市役所では現年度保険料は収納することができたものの、過年度保険料は収納することができなかったことから、申立人の主張する納付方法では納付できなかったと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日が、昭和62年7月21日付けで61年4月1日から62年4月1日へと記録訂正が行われていることが確認でき、記録訂正が行われた時点では、申立期間③の国民年金保険料は過年度保険料となるとともに、記録訂正が行われるまでは国民年金の未加入期間となっていたことから、申立人に納付書が送付されず、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年11月までの期間、47年10月から同年11月までの期間及び48年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年11月まで
② 昭和47年10月から同年11月まで
③ 昭和48年12月から49年3月まで

私は、夫が勤めていて、自分の収入が少ない時以外は、国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を期限ごとに納付してきた。

国民年金保険料は必ず納付しなければならないと認識し、生活が苦しくても納付していたので、申立期間の保険料が未納なのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を期限ごとに納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿兼検認カードでは、申立期間①及び②について、夫婦共に保険料は未納となっている上、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無い。

また、申立期間③については、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、申立人が国民年金に任意加入していることが確認できるものの、申立人は国民年金保険料の納付方法について、「夫が勤めていて、妻の収入が少なければ、妻は国民年金保険料を納める必要は無かった。」と述べている上、夫が厚生年金保険に加入していながら、申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたという主張は不自然であり、当該期間について、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②については、過年度納付による国民年金保険

料を納付することはできたものの、申立人は納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、申立人が、全ての申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年4月までの期間、同年11月から3年4月までの期間及び同年11月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月から2年4月まで
② 平成2年11月から3年4月まで
③ 平成3年11月から4年4月まで

高校を卒業後、A株式会社で正社員として勤務していたが、平成元年からは、契約社員として、夏期間だけ働くことになったので、同年11月頃に国民年金に加入し、その後は毎年度、冬期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。

領収書等は5年間を過ぎると処分していたので残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年から契約社員となり、同年11月頃に国民年金に加入した後、毎年度、冬期間は国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得日及び保険料の納付日等から、5年2月から同年3月までの間に払い出されていると推認でき、その時点では、申立期間①及び申立期間②の一部の保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日として「平成4年11月1日」と記載されており、申立期間①、②及び③において、国民年金に加入していたことを示す記載は無い上、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿では、

当該期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対して、納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料として月額1万3,000円くらいを納付していたと主張しているが、申立期間における実際の保険料額とは一致しない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案584

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から58年3月まで

私が、20歳か21歳だった昭和51年か52年頃に、母親がA市役所で私の国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、初めのうちは母親がA市役所の集金人に納付しており、後に父親のB金庫の口座からの引き落としで納付していた。

母親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳か21歳だった昭和51年か52年頃に、申立人の母親がA市役所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、59年3月21日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分の保険料は、時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、申立人の母親が、A市役所の集金人への納付又は申立人の父親のB金庫の口座からの引き落としによる納付を行っていたと主張しているが、申立人の主張する納付方法で納付することができた保険料は、市町村が収納することのできる現年度保険料のみであり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において納付することが可能であった申立期間の一部の過年度保険料を納付することはできなかった上、母親は、申立人の主張する保険料の納

付方法以外で保険料を納付した記憶は定かでない旨を述べていることから、母親が申立期間の保険料を過年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案837

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月10日から同年11月1日まで

A農業協同組合（後に、B農業協同組合に名称変更）からの要請で採用になった。昭和23年8月から正職員として勤務し、農家への生産技術の指導に当たっていたが、厚生年金保険の加入記録は同年11月1日からとなっている。

給与は振り込みで支給されており、給与明細書は無かったので、厚生年金保険料が引かれていたかどうかは分からないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C農業協同組合（B農業協同組合を含む、管内の6農業協同組合が平成*年*月*日に合併して設立）から提出されたA農業協同組合の役職員名簿から、申立人が、同事業所に昭和23年9月24日から勤務していることが認められる。

しかしながら、申立期間にA農業協同組合において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が名前を挙げた、申立人と同職種の同僚3人に係る勤務開始時期の証言から、このうち二人については、厚生年金保険被保険者資格を取得する以前に、それぞれ約3か月及び7か月以上の厚生年金保険の未加入期間があったものと推認できる上、申立人とは異なる職種の同僚からも、厚生年金保険被保険者資格の取得日より前から勤務していた旨の証言を得ていることから、当時、A農業協同組合では、従業員全員を勤務開始後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、C農業協同組合は、「厚生年金保険料の控除について確認できる資料等は、保管期間の経過により保管していない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月19日から同年9月1日まで
② 昭和24年11月30日から同年12月1日まで

昭和16年からA事業所で勤務していたが、18年に徴用されて別の会社に勤務した後、終戦後の20年8月にA事業所に戻った。

申立期間①については、昭和21年5月に、B市にあったA事業所の本所から同事業所C支所に異動となった際の厚生年金保険の加入記録が途切れ、資格取得日が同年9月1日からとなっているのはおかしい。

申立期間②については、A事業所は、途中でD連合会へと名称変更しているが、その際にも厚生年金保険の加入記録が途切れている。

途中で退職したことは一切無く、厚生年金保険の加入記録が途切れているのは納得がいかないため、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、申立人は、昭和21年5月にB市にあったA事業所の本所から同事業所C支所に異動となったが、その際の厚生年金保険の加入記録が途切れており、同支所における資格取得日が同年9月1日となっているのはおかしいと主張しているが、申立人と同日(昭和21年9月1日)に同事業所C支所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人の加入記録は、いずれも基礎年金番号に未統合の記録となっており、連絡先が不明のため、申立人及び当該同僚の実際の勤務期間等について確認することはできなかった。

また、申立人の妻は、申立人の同僚の名前を記憶していない上、前述の

4人以外に申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚についても、未統合記録等のため連絡先が不明であり、照会することはできなかった。

さらに、A事業所C支所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得する直前の昭和20年4月1日に資格取得している者は二人、申立人が資格取得した直後の22年4月1日に資格取得している者は10人、その後、同年10月25日に二人が資格取得していることが確認できることから、当該事業所では、一定期間ごとに数人をまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられるものの、前述のとおり、連絡の取れた同僚等はおらず、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することはできなかった。

- 2 申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、A事業所C支所において昭和24年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、その翌日である同年12月1日にD連合会C支所において資格を取得している記録となっているところ、申立人の妻は、A事業所C支所はD連合会C支所へと名称変更したが勤務は継続していたと主張しているが、商業登記簿謄本によれば、両法人の所在地は同一であるものの、別の法人団体となっている上、申立期間当時、A事業所C支所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のほとんどが、既に死亡しているか、基礎年金番号に未統合の記録となっていることから連絡先が不明のため証言を得られず、申立人の勤務実態等について確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A事業所C支所は昭和24年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む被保険者全員が資格を喪失していることが確認できる上、D連合会C支所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年12月1日であり申立期間②においては、いずれの事業所においても厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本において、A事業所C支所は、昭和25年4月26日に清算終了していることが確認でき、当時の事業主も居所不明となっていることから、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

加えて、D連合会に照会したところ「申立人の退職日は昭和26年3月15日となっているが、入社日は分からない。A事業所の資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月29日から同年2月1日まで
A株式会社には知人の紹介で入社し、B担当として勤務した。

昭和46年1月31日まで仕事をしていて、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に昭和46年1月31日まで勤務していたと主張しているが、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、同年1月28日離職となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の同僚として二人の名前を挙げているが、当該同僚からは、申立人の退職日について、証言を得ることはできなかつた上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の実際の勤務期間について確認することはできなかつた。

さらに、A株式会社は平成13年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、現在の代表取締役からは、「当時の書類は廃棄している。」との回答を得ていることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月10日から24年2月10日まで
昭和23年2月からA株式会社B支店（現在は、A株式会社C支店に統合）でD担当として勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、24年2月10日からとなっている。

申立期間当時、野球大会でA株式会社B支店が優勝した時の記念写真に自分が写っていることから、在職していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和23年度の野球大会でA株式会社B支店が優勝した時の記念写真に申立人が写っていること、及び同僚の証言から、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時、A株式会社B支店又は同社E営業所でD担当として勤務していたと回答した同僚4人は、自身が記憶する入社時期から、最短で3か月、最長で9か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち二人は、試用期間を経て本採用となった旨回答しており、本採用になる前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言も得られなかった。

これらを踏まえれば、当該事業所では入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、A株式会社C支店及びF健康保険組合に照会したところ、いずれの事業所からも、申立内容を裏付ける資料等の提出は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人は、同期入社だった同僚二人の名字のみを記憶しているところ、

オンライン記録によれば、当該同僚と考えられる一人は既に死亡しており、残りの一人は居所不明であることから、証言等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。